

外郭団体経営改善計画

団体名	社会福祉法人安城市社会福祉協議会	所管課	社会福祉課
見直し方針概要	社会福祉協議会は、社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置づけられている。今後さらに自助・共助・公助の連携による地域福祉の一層の向上が求められており、当協議会は、町内福祉委員会の運営支援や地域見守り推進事業にも取り組んでおり、地域福祉を推進するうえで重要な役割を担っている。 本市の福祉施策の方針として掲げている「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくり」のためには、困ったときに身近で気軽に相談できる場が必要となる。 地域福祉の拠点として整備している各福祉センターに設置している相談窓口を始め、高齢者や障害者の基幹的相談支援センターとしての社会福祉協議会の「ふれあいサービスセンター」が専門機関へのパイプ役としての機能を活かし、ケースに応じた対応を担っている。 このような役割を踏まえながら、社会福祉協議会の自立に向け職員の育成を図るとともに、事業の見直しや効率的運営を進める。		
見直し方向	■継続 □廃止 □縮小 □撤退		

1 市の取組プラン

No.	取組項目	取組内容(手順・方法など)	指標 (単位)	24年度 (現状値)	25年度 (上段:目標、 下段:実績)	取組実績
1	協議会の自立促進	社協採用職員の育成及び役職登用と併せて、市派遣職員(再任用・担当職員を除く)の引き揚げを行う。	派遣職員数 (人)	12	12 (△1人+1人組織改正) 12	計画どおり実施した。 引き揚げ計画の最終目標を協議した。
2	福祉センター等の効率的な運営や地域住民のニーズに対応した事業の見直し	施設の効率的運営と地域住民のニーズに対応した事業の見直しを図る。	-	指定管理者選定先進事例調査。 団体等の現状把握・意向確認及びニーズ調査方法等の検討	指定管理者選定方法の決定及び選定。 ニーズの把握及び実施の検討 方針を決定し、選定	指定管理者選定方法について方針を決定し、社協に3年間(H26～28)の任意指定した。
			利用者満足度(点) 12項目平均: 4点(満足)以上	4.0(H23:調査)	4.0以上 4.41(H25:調査)	
3	事業実施主体の整理	地域福祉活動支援推進事業、相談・支援事業、在宅福祉サービス事業など多岐にわたる事業について、自主、受託、協働など事業について整理する。	-	現状把握	整理及び計画策定 整理し、決定	多種多様な社協事業の実施主体のあり方について、事業別に、自主、受託に分けて整理し、事業の根拠を基に再確認を行った。
4	介護保険事業における財政支援の見直し	処遇困難者など介護保険事業で社会福祉協議会が担うべき役割の整理及び財政支援のあり方について (訪問介護事業、デイサービス事業、居宅介護支援事業)	-	(デイサービス) 現状把握	(デイサービス) 計画策定 検討	デイサービス計画については、介護保険の新しい総合事業を含め、検討を継続する。
				-	(訪問、居宅介護支援) 現状把握 現状把握	

25年度取組実績のコメント

中長期計画から「社協連携の基本方針」としての素案を作成した。また、平成26年度から3年間の任意指定をしたが、その後の指定管理について総合的に検討する必要がある。
--

2 団体の経営改善プラン

No.	取組項目	取組内容(手順・方法など)	指標 (単位)	24年度 (現状値)	25年度 (上段:目標、 下段:実績)	取組実績
1	居宅介護支援事業所における介護報酬収入の増加	平成25年度から、特定事業所加算の取得を申請する。	特定加算の実質増加介護報酬分(千円)	なし	2,000 (特定事業所加算の条件に対応するため、パートケアマネの増員が必要なので、収入増金額から、パート賃金を差し引いた金額が実質改善金額となる。)積算:140ケース*3,000円(特定加算Ⅱ)*10か月=パート賃金12か月2,200千円) 4,476 (1,492ケース*3,000円=0パート賃金)	特定事業所加算を取得するとともに臨時職員の採用を予定していたが応募がなかったため、必要経費が減少となった。結果的に大幅な収入増となったが職員の残業が増加している。
2	ヘルパー事業所における正規職員の減員	ヘルパー事業所の人件費について、正規職員を減員しパート職員へ切替え、収支の改善を行う。	正規職員 (再任用除く) (人)	8	6 6	正規職員を減員し臨時職員で対応することで収支の改善に努めた。
3	福祉センターや地区社会福祉協議会事業へのボランティア、NPO等の育成と活用	ボランティア活動者の育成と支援を進めるとともに、福祉センターや社会福祉協議会が実施する事業にボランティア団体、NPO法人等との協働や参加を促進する。 これにより事業費の縮減と地域活動の活性化を図る。		・地域福祉活動をする地域のボランティア団体やNPO法人等の調査、意向の確認 ・他市における相談員の設置状況の調査、分析	・福祉センターや地区社会福祉協議会による地域福祉活動事業への参加や協働の方法についての協議、実施方法の検討 ・コーディネーター及び相談員養成研修体系の整備 協議、検討を行った。	・5つの福祉センターを会場とし、ものづくり講座や親子ボランティア体験講座を開催した。また、地域のボランティア等の協力による福祉センターでのサロン活動を実施した。次年度に向け、地域のボランティアを講師とする講座や、福祉センターの事業と協働できるボランティア養成の講座の検討を行った。 ・県社協主催の養成講座等を活用しコーディネーターの養成に努めた。
4	地域見守り活動の推進	今後、ますます増加する要援護者に対応するには、町内福祉委員会をはじめとする地域での見守り活動(要援護者把握・安否確認・日常生活支援等)が不可欠ある。このため、地区社会福祉協議会を地域活動連携の要として地域見守り体制を整備する。 地域福祉センターでは、地域福祉推進の拠点や要援護者や専門機関との情報集約拠点の機能を併せ持った管理運営体制を目指す。	見守り活動協力福祉委員会を設置する町内会数 (累計)	16	30 33(30)	14福祉委員会(17町内会)が取り組みを開始し、累計で30福祉委員会(33町内会)で地域の実情に応じた見守り活動を行っている。
5	相談支援の推進	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、困ったときに身近で、気軽に相談できる場が必要となる。福祉センターを始めとした身近な相談窓口が内容に応じて専門機関へのパイプ役としての機能を積極的に活かし、高齢者や障害者の相談支援としての「安城市社協ふれあいサービスセンター」がケースに応じた役割を担っている。 また、障害者自立支援法及び児童福祉法に基づき、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所としてサービス等利用計画書の作成を行っている、平成25年度からは基幹相談支援センターを開設し、相談支援体制を充実し、機能向上を図る。	計画相談支援件数 (サービス計画作成数)(累計)	60	180 308	法改正により計画作成が必要な利用対象が増加したことにより、契約件数が増加した。

25年度取組実績のコメント

地域見守り活動は地域ごとにその実情に応じた取り組みではあるが、取り組む福祉委員会は着実に増えている。
--